

議第74号

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「6,800」を「7,270」に、「10,500」を「11,200」に、「13,600」を「14,500」に、「21,000」を「22,500」に、「27,100」を「29,000」に、「48,200」を「51,500」に、「74,200」を「79,400」に、「96,700」を「103,000」に、「42,100」を「45,000」に、「54,400」を「58,200」に、「68,000」を「72,700」に、「105,000」を「112,000」に、「136,000」を「145,000」に、「210,000」を「225,000」に、「271,000」を「290,000」に、「1,980」を「2,120」に、「3,220」を「3,440」に、「3,970」を「4,250」に、「6,440」を「6,890」に、「7,920」を「8,470」に、「12,200」を「13,000」に、「16,100」を「17,200」に、「19,800」を「21,200」に、「32,200」を「34,400」に、「39,700」を「42,500」に、「64,400」を「68,900」に、「79,200」を「84,700」に改め、同項第2号の表中「240」を「260」に、「380」を「410」に、「540」を「580」に改め、別表第2項の表中「3,970」を「4,250」に、「5,310」を「5,680」に、「6,670」を「7,130」に、「2,710」を「2,900」に、「4,710」を「5,040」に、「1,720」を「1,840」に、「1,980」を「2,120」に、「2,340」を「2,500」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。